

ご利用料金例

デイサービスたんぽぽ、たんぽぽ中央、たんぽぽ中央サテライトをご利用される方のご利用料金例です。

要介護度	7～8時間	提供改善加算 I (口)
必須 要介護 1	① 648円	サービス提供体制加算 12円 ④
基本料金 要介護 2	765円	
要介護 3	887円	
要介護 4	1008円	
要介護 5	1130円	
通所介護利用料		介護処遇改善加算 (I) "所定単位数に 5.9%を乗じた単位数" ⑤
(要※) 個別機能訓練加算 II (56円) ②		
入浴加算 (50円) ③ 回介護/1回)		
必須 食事・おやつ代 650円/回 (自費) ⑥		

要介護1の
場合

$$\begin{aligned}
 & \textcircled{1} 648\text{円 (要介護1の基本料)} + \textcircled{2} 56\text{円 (リハビリ)} \\
 & + \textcircled{3} 50\text{円 (入浴)} + \textcircled{4} 12\text{円 (サービス提供体制加算)} = \textcircled{A} 766\text{円} \\
 & \text{介護処遇改善加算 } \textcircled{A} 766\text{円} \times \textcircled{5} 5.9\% \text{ (介護処遇改善加算)} = \textcircled{B} 45\text{円} \\
 & \textcircled{A} 766\text{円} + \textcircled{B} 45\text{円} + \textcircled{6} 650\text{円 (食事・おやつ代)} = \mathbf{1,461\text{円}} \\
 & \text{一日にかかる費用}
 \end{aligned}$$

ご利用者様の生活・健康状態に合わせてご希望のサービスを組み合わせることができます。

リハビリのみ
希望する方

$$\begin{aligned}
 & \textcircled{1} 648\text{円 (要介護1の基本料)} + \textcircled{3} 56\text{円 (リハビリ)} + \textcircled{4} 12\text{円 (サービス提供加算)} = \textcircled{A} \\
 & \textcircled{A} 716\text{円} + \textcircled{B} \text{介護処遇改善加算費 } 42\text{円} + \textcircled{6} 650\text{円 (食事代・おやつ代)} = \mathbf{1,408\text{円}} \\
 & \text{一日にかかる費用}
 \end{aligned}$$

リハビリと入浴を
希望しない場合

$$\begin{aligned}
 & \textcircled{1} 648\text{円 (要介護1の基本料)} + \textcircled{4} 12\text{円 (サービス提供加算)} = \textcircled{A} \\
 & \textcircled{A} 660\text{円} + \textcircled{B} \text{介護処遇改善加算費 } 39\text{円} + \textcircled{6} 650\text{円 (食事代・おやつ代)} = \mathbf{1,349\text{円}} \\
 & \text{一日にかかる費用}
 \end{aligned}$$

要介護度について

高齢者が介護サービスを受けるためには、住まいのある市区町村から介護保険の認定を受ける必要があります。要介護度の決定方法については、介護保険の申請をした後、自治体の職員が直接高齢者の自宅に出向き、要介護度の判定をいたします。

要介護度の目安	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	歩行が不安定で、食事や排せつなどの生活動作に部分的な介助が必要である状態	歩行が不安定で、食事や排せつなどの生活動作に軽度の介助が必要である状態	立ち上がりや歩行、食事、排せつ、入浴の際に全面的な介助が必要である状態	食事、排せつ、入浴といった日常生活全般において全面的な介助が必要である状態。要介護3と比べ、よりADL(日常生活動作)の低下が見られる	日常生活全般において全面的な介助が必要であり、加えて完全に寝たきりで普段の意思の疎通も困難な状態